

みなし決議に関する評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 理事の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款施行細則第2条第1項に基づき、下記のとおり理事を選任する。

区分	氏名	就任年月日
理事	高田 照之 (東京都総務局多摩島しょ振興担当部長)	令和5年4月1日

(任 期) 令和5年4月1日から令和4年度決算に関する定時評議員会の終結の時
まで

(理 由) 東京都人事異動に伴い木島理事から辞任届が提出されたため、後任の理
事を選任する。

(2) 理事の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款施行細則第2条第1項に基づき、下記のとおり理事を選任する。

区分	氏名	就任年月日
理事	向井 一弘 (東京都産業労働局観光部長)	令和5年4月1日

(任 期) 令和5年4月1日から令和4年度決算に関する定時評議員会の終結の時
まで

(理 由) 東京都人事異動に伴い築田理事から辞任届が提出されたため、後任の理
事を選任する。

(3) 監事の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款施行細則第2条第2項に基づき、下記のとおり監事を選任する。

区分	氏名	就任年月日
監事	田代 則史 (東京都三宅支庁長) (東京都四支庁長会幹事支庁長)	令和5年4月1日

(任 期) 令和5年4月1日から令和4年度決算に関する定時評議員会の終結の時
まで

(理 由) 東京都四支庁長会幹事支庁長の変更に伴い畠山監事から辞任届が提
出されたため、後任の監事を選任する。

(4) 評議員の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第12条第1項、定款施行細則第3条の
規定に基づき、下記のとおり評議員を選任する。

区分	氏名	就任年月日
評議員	築田真由美 (東京都産業労働局農林水産部長)	令和5年4月1日

(任 期) 令和5年4月1日から令和4年度決算に関する定時評議員会の終結の時
まで

(理 由) 東京都人事異動に伴い山田評議員から辞任届が提出されたため、後任の
評議員を選任する。

(5) 評議員の選任の件

公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第12条第1項、定款施行細則第3条
の規定に基づき、下記のとおり評議員を選任する。

区分	氏名	就任年月日
評議員	佐藤賢治 (東京都港湾局離島港湾部長)	令和5年4月1日

(任 期) 令和5年4月1日から令和4年度決算に関する定時評議員会の終結の時
まで

(理 由) 東京都人事異動に伴い村田評議員から辞任届が提出されたため、後任の
評議員を選任する。

(6) 上記提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日は、令和5
年3月31日とすること。

2 1の事項を提案した者の氏名

理事長(代表理事) 青 沼 邦 和

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和5年3月31日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定
により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、この議事
録を作成した。

令和5年3月31日

公益財団法人東京都島しょ振興公社

議事録作成

理事長(代表理事) 青 沼 邦 和

